

本方針でめざす生徒像

・意欲をもって学び、思いやりと感謝の心を大切にしている遅い生徒

いじめの防止等に関する基本的な考え方

・全職員で「いじめは絶対に許されない卑怯な行為」という認識を全生徒に持たせる。
 ・全ての生徒が、自己肯定感や充実感を感じ、安心して生活できる環境を整える。
 ・いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する。

保護者との連携

- ・PTA総会での説明や学校だより等を通じて、いじめに関する情報を適切に提供する。
- ・いじめが確認された場合は、いじめを受けた生徒と保護者に対する支援やいじめを行った生徒と保護者に対する助言を行う。

いじめ対策委員会

- ・いじめの防止等に関する措置を全職員が一致協力し、実行的に行うため、その中核となる組織として設置。
- ・管理職、生徒指導主事、担任、養護教諭、特別支援コーディネーター
- ・関係機関との連携の窓口とする。

関係機関等との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきものであれば、躊躇することなく警察と連携する。
- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

		学校（教職員・生徒）の取組	保護者・地域の取組
①いじめの未然防止について		<ul style="list-style-type: none"> ・わかる、できる喜びを味わえる授業を実践し生徒の自己有用感を高める。 ・正しい判断力（自己指導能力）を身に付ける。 ・生命の尊さ、インターネットの危険性やモラルについて指導する。 ・奉仕体験活動に積極的に取り組ませる。 ・発達障害など、配慮が必要な児童生徒については、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人を傷つけることの重大さを日頃から子どもに伝える。 ・携帯電話やインターネットを使う際のルールを決める。（9時以降の使用は禁止） ・【地域】様々な体験活動を通して、集団の一員としての自覚や自信を育てる。 ・子どもが示す変化等、気になる事があつたらすぐに学校に連絡を行う。
②いじめの早期発見について		<ul style="list-style-type: none"> ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるという認識に立ち、生徒の様子に心を配って観察するとともに、生活ノートで心の交流を図る。 ・個人面談や学校生活アンケートを活用する。また、昼休みや放課後等を利用して情報を収集する。 ・毎月初めの教育相談週間、各学期1回の全生徒との教育相談期間を位置づけ、小さな事案でも積極的に認知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・服装の汚れや乱れ、持ち物が無くなっていないかなど観察する。 ・悩みは何でも相談できるような雰囲気をつくらせておく。 ・【地域】登下校中の生徒の様子を観察し気になることがあつたら学校へ連絡する。
③いじめ防止等のための取組	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的な被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ・つらく苦しい気持ちに共感し「いじめから全力で守ること」を約束する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ・いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、6ヶ月以上日常的に注意深く観察する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、いじめられた生徒を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ・事実を冷静に確認し、わが子の話を十分に聞くよう促す。 ・被害生徒、保護者へ適切な対応をするよう伝える。
	観衆（同調者）・傍観者（無関心者）	<ul style="list-style-type: none"> ・同調したり、傍観したりすることはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた生徒の苦しみを理解させる。 ・言いなりにならず、自らの意思で行動することの大切さを理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や観衆・傍観者になってはならないという気持ちを育てるよう伝える。
④その他の取組		<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を学校運営協議会等に報告する。 	